

# 国税だより（令和5年8月発行分）

## ○ 国税庁経験者採用試験受験者募集

人事院九州事務局と熊本国税局では、国税庁経験者採用試験の受験者を募集します。

国税庁経験者採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校において、3か月間、職員として必要な専門知識を修得するための研修を受講することになっています。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

受験申込受付期間は、令和5年8月上旬を予定しています。

受験資格等及び受験申込の詳細は、人事院ホームページ（[国家公務員試験採用情報NAVI](#) [検索](#)）又は国税庁ホームページ（[国税庁経験者](#) [検索](#)）をご覧ください。熊本国税局人事第二課試験研修係（電話096-354-6171 内線6046）へお問い合わせください。

## ○ 消費税及び地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付

個人事業者の方で、令和4年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。「令和4年分の確定消費税額」とは、令和4年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告又は修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

令和4年分の確定消費税額に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

令和4年分の確定消費税額 <sup>(注)</sup>	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和4年分の確定消費税額の12分の6の消費税額と その78分の22の地方消費税額	令和5年8月31日（木） (振替納税利用の場合の振替日) 令和5年9月27日（水）
400万円超 4,800万円以下	年3回	令和4年分の確定消費税額の12分の3の消費税額と その78分の22の地方消費税額	国税庁ホームページ ( <a href="https://www.nta.go.jp">https://www.nta.go.jp</a> ) でご確認ください。
4,800万円超	年11回	令和4年分の確定消費税額の12分の1の消費税額と その78分の22の地方消費税額	

(注)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいいます。

事業状況が令和4年と著しく異なる場合などは、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、仮決算による中間申告書は提出期限内に限り提出できます。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、前年実績による中間申告の消費税額及び地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、納付期限までに必ず納付してください。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp> 又は [国税庁](#) [検索](#)) をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

税務署（電話  ） ※自動音声案内

# 国税だより（令和5年8月発行分）

## ○ 高校生の税の作文募集

国税庁では、今年も高校生の皆さんから税に関する作文を募集します。

テーマは、「税の意義と役割について考えたこと」です。

内容は、税に関するニュースや身近な税の話題について考えたことなど、自らの言葉で表現しているものであれば何でも結構です。

文字数は、800字以上1200字以内、締切りは令和5年9月6日（水）必着となっています。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp> 又は **国税庁** **検索**）をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

税務署（電話  ） ※自動音声案内

## ○ インボイス制度に関するご質問は“ふたば”にご相談ください

インボイス制度に関するご質問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ「チャットボット（ふたば）に質問する」へ

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>）

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからご利用になれます。



## ○ 「タックスアンサー（よくある税の質問）」のご利用方法等について

国税庁ホームページの「タックスアンサー（よくある税の質問）」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を調べることができます。

また、キーワードや分野等から検索もできますので、是非ご利用ください。

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>）

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからご利用になれます。



## ○ 所得税の確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください

所得税の確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ「チャットボット（ふたば）に質問する」へ

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>）

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからご利用になれます。



○ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

**国税庁** 令和5年10月から  
消費税インボイス制度が始まります。

**消費税  
インボイス  
制度** 登録を予定されている事業者の方へ  
**登録申請はお早めに!**

登録申請手続は、  
**かんたん・便利♪**  
**e-Tax**  
をご利用ください!!

✔ 「e-Taxソフト(WEB版)」をご利用いただくと、  
質問に回答していくことで申請が可能です。  
✔ e-Taxで申請した場合、  
電子データで登録通知の受領が可能です。  
✔ 個人事業者の方はスマートフォンからでも  
e-Taxで申請できます。  
※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

**説明会を開催中** 説明会ページへ  
税務署での説明会やオンラインでの  
説明会をご案内しております。

制度について詳しくお知りになりたい方は、  
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の  
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ  
特設サイト  
では

① 制度の解説動画  
② AIを活用したチャットボット  
③ インボイスコールセンター  
などをご案内しております

**国税庁** **消費税** 令和5年10月から  
**インボイス制度開始**

**インボイス制度の  
情報は特設サイトへ** 申請は  
e-Taxで

制度の概要や説明会の開催情報、  
動画コンテンツ等掲載  
e-Taxで登録申請手続ができます  
個人事業者の方はスマートフォンからでも

特集 インボイス制度

下記インボイスコールセンターのほか、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種の相談窓口をご用意しております。

インボイス制度に関わる  
各省庁等の相談窓口一覧

**補助金  
などの  
支援策も**

IT導入補助金・小規模  
事業者持続化補助金の  
支援策があります  
詳しくはこのキーワードで検索 ▼

IT導入補助金  
小規模事業者持続化補助金


**新たな  
税負担  
軽減措置**

税負担・事務負担の  
軽減措置があります  
※税制改正(案)が  
閣議決定されています

インボイス制度 改正案

インボイス制度についての一般的なご質問は「インボイスコールセンター」まで

インボイス  
コールセンター **0120-205-553** 受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)  
※個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします




**令和5年10月から  
消費税インボイス制度が始まります。**

**消費税  
インボイス  
制度**

**登録を予定されている事業者の方へ  
登録申請はお早めに!**


**登録申請手続は、  
かんたん・便利♪**

**e-Tax**   
をご利用ください!!


- [e-Taxソフト(WEB版)]、をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
\*e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

**説明会を開催中**

税務署での説明会や  
オンラインでの  
説明会をご案内しております。

説明会ページへ  


制度について詳しくお知りになりたい方は、  
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の  
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ  


特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ インボイスコールセンター  
などをご案内しております

## ○ 国税に関する一般的な相談は「電話相談センター」へ

国税に関する一般的なご質問やご相談は「電話相談センター」をご利用ください。

「電話相談センター」ご利用の際の手順は、次のとおりです。

- 1 所轄の税務署に電話します。
- 2 音声案内に従い、「1」を選択します。  
※申告相談の事前予約など、直接税務署の職員にご用の方は「2」を選択してください。
- 3 音声案内に従い、相談したい内容の番号を次の6つの中から選択します。  
「1」 個人の方の年金、給与、事業などの所得税  
「2」 年末調整などの源泉徴収又は支払調書  
「3」 相続税、贈与税、譲渡所得又は財産の評価  
「4」 法人税  
「5」 消費税（軽減税率制度・インボイス制度を除く）や印紙税  
「6」 その他
- 4 電話相談センターの職員がお受けします。  
税務署（電話 ）※自動音声案内に従い「1」を選択してください。

## ○ 参加してみませんか？国税庁の公売

### 公売とは？

公売とは、国税局又は税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、売却することをいいます。

原則として、どなたでも公売への参加が可能です。（公売財産を所有する滞納者、国税庁・国税局・税務署の職員などを除く。）

### 公売の特徴

土地・建物といった**不動産**のみならず、**宝飾品、美術品、家電製品、自動車**など、様々な種類の財産を公売しています。

また、買受後の返品が認められないほか、品質・機能について保証がないため、一般的に**市場価格より低い見積価格**（売却価格の最低金額）が設定されています。

### 参加方法 など

自宅のパソコンやスマートフォンなどで入札に参加する方法もあります。

詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp> 又は **国税庁** **検索**）をご覧くださいか、国税局もしくは最寄りの税務署にお尋ねください。

熊本国税局徴収課（電話096-354-6171）

税務署（電話 ）※自動音声案内

## ○ 公売に参加したいときは

公売とは、差し押さえた財産を入札等の方法により売却する制度で、原則としてどなたでも参加することができます。

公売は全国の国税局や税務署で随時行っているほか、国税庁ホームページにおける期間入札や官公庁オークションサイトを利用したインターネット公売（競り売り）も行っています。

なお、公売の日時や公売財産の内容については、公売を実施する国税局や税務署の掲示板に掲示する公売公告に記載しています。

公売手続などの詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp> 又は **国税庁** **検索**）をご覧くださいか、国税局もしくは最寄りの税務署にお尋ねください。

熊本国税局徴収課（電話096-354-6171）

税務署（電話 ）※自動音声案内

## ○ 税務関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認

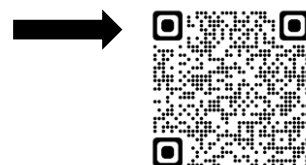
個人の皆さまが税務署へ申告書や申請書等を提出する際には、毎回、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、e-Taxを利用して申告書や申請書等を提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ（<https://www.nta.go.jp> 又は **国税庁** **検索**）にある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になります。

税務署（電話 ）※自動音声案内





## ○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

### 1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となっている税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応をお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。

注（1）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（2）書面の申告書・申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

### 2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

### 3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関する御相談（納付に関する御相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

### 4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となっている税務署は、下表のとおりです。

名 称	熊本国税局業務センター
所在地	〒862-8721 熊本市東区東町3丁目2番53号
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・天草署・山鹿署・宇土署・阿蘇署
行政指導事務等の集約処理	熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](#) [検索](#)）をご覧ください。

- ◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>）  
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



# 国税だより（令和5年8月発行分）

## ○ e-Tax（国税電子申告・納税システム）について

1 e-Taxでは、税務署に出向くことなく、インターネットを利用して所得税、消費税、相続税、贈与税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を行うことができます。

2 税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付（※）やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用して全ての税目について行うことができます。

※ ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです（ダイレクト納付利用届出書は、個人の方についてはe-Taxにより提出することができます。）。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又は  ）をご覧ください。  
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

税務署（電話  ） ※自動音声案内



## ○ e-Taxのメリット

1 所得税等の確定申告をe-Taxで行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。

2 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

3 e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です（電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。）。

また、スマートフォンやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます（税務署窓口で受け取れます。）。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又は  ）をご覧ください。  
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

税務署（電話  ） ※自動音声案内

